

# 大気汚染防止法に基づき 環境センターが実施した自主測定結果の公表について

大気汚染防止法により、環境センターの施設より発生する排ガス中のばい煙濃度を年2回以上自主測定を行なうことが義務づけられています。

このたび、令和7年度(令和7年8月)(1回目)に実施しました自主測定の結果(流動床炉)を公表いたします。  
なお、測定の結果、大気排出基準を超過していませんでしたので、適正な処理が行われていることを確認しました。

## 1 排ガス(1回目)

### 流動床炉(1号炉)

採取年月日:令和7年8月1日

項目	単位	測定結果	基準値	測定箇所	測定方法
ばいじん	g/m <sup>3</sup>	0.003未満 <sup>※1</sup>	0.15	煙突中段	JIS Z 8808 紙捕集方法 (普通形等速吸引法)
測定時間	時:分	13:34～15:39	-	-	

※1「ばいじん」濃度測定結果の「0.003未満」は大気排出基準値の「0.15」に適合しています。

硫黄酸化物	m <sup>3</sup> /h	0.031未満 <sup>※2</sup>	95	煙突中段	JIS K 0103 化学分析方法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	13:28～14:09	-	-	

※2「硫黄酸化物」濃度測定結果の「0.031未満」は大気排出基準値の「95」に適合しています。

窒素酸化物	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup>	100 <sup>※3</sup>	250	煙突中段	JIS K 0104 連続分析法 (化学発光法)
測定時間	時:分	11:00～12:00	-	-	

※3「窒素酸化物」濃度測定結果の「100」は大気排出基準値の「250」に適合しています。

塩化水素	mg/m <sup>3</sup>	29 <sup>※4</sup>	700	煙突中段	JIS K 0107 化学分析法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	13:28～14:09	-	-	

※4「塩化水素」濃度測定結果の「29」は大気排出基準値の「700」に適合しています。

### 流動床炉(2号炉)

採取年月日:令和7年8月1日

項目	単位	測定結果	基準値	測定箇所	測定方法
ばいじん	g/m <sup>3</sup>	0.003未満 <sup>※5</sup>	0.15	煙突中段	JIS Z 8808 紙捕集方法 (普通形等速吸引法)
測定時間	時:分	13:34～15:39	-	-	

※5「ばいじん」濃度測定結果の「0.003未満」は大気排出基準値の「0.15」に適合しています。

硫黄酸化物	m <sup>3</sup> /h	0.028未満 <sup>※6</sup>	96	煙突中段	JIS K 0103 化学分析方法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	13:28～14:09	-	-	

※6「硫黄酸化物」濃度測定結果の「0.028未満」は大気排出基準値の「96」に適合しています。

窒素酸化物	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup>	68 <sup>※7</sup>	250	煙突中段	JIS K 0104 連続分析法 (化学発光法)
測定時間	時:分	12:00～13:00	-	-	

※7「窒素酸化物」濃度測定結果の「68」は大気排出基準値の「250」に適合しています。

塩化水素	mg/m <sup>3</sup>	15 <sup>※8</sup>	700	煙突中段	JIS K 0107 化学分析法 (イオンクロマトグラフ法)
測定時間	時:分	13:28～14:09	-	-	

※8「塩化水素」濃度測定結果の「15」は大気排出基準値の「700」に適合しています。